

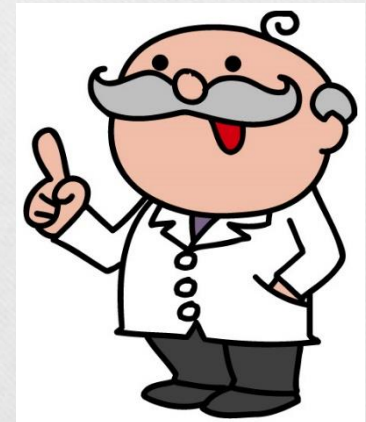
施設基準あり

A226-2 緩和ケア診療加算



2014年度診療報酬改定では特定地域の要件緩和が行われました。

◆緩和ケアチームの活動の評価加算だよ



A226-2 緩和ケア診療加算

1日につき

緩和ケア診療加算 400点

注2 厚生労働大臣が定める地域加算 200点

注3 15歳未満の小児(小児加算) 100点



入院1日につき

「緩和ケア診療加算」は、
緩和ケアチームの診療が行われた際に
算定する加算だよ。
終末期以外の治療期の疼痛管理も、
対象だよ。



施設基準

(緩和ケア診療加算)

緩和ケアチームの構成

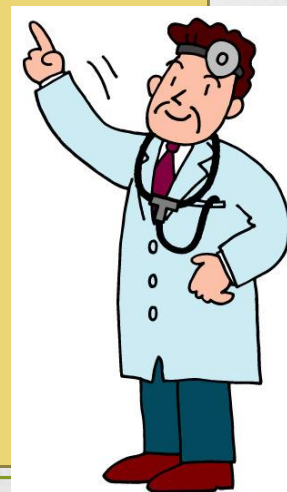


算定できる病院について

- ◎ がん診療連携拠点病院
- ◎ 日本医療機能評価機構等が行う機能評価を受けている病院
(または、**これに準ずる病院**)

↓ **これに準ずる病院とは？**

- ・都道府県が当該地域において「がん診療」の中核的な役割を行うと認めた病院
- ・下記に掲げる日本医療機能評価が定める付加機能評価(緩和ケア機能)と同等の基準について、第三者評価を受けている病院
 - ア 緩和ケア病棟の運営方針と地域における役割を明確化
 - イ 緩和ケアに必要な体制の確立
 - ウ 緩和ケア病棟の機能の発揮
 - エ 緩和ケア病棟における質の改善に向けた取組み
 - オ 緩和ケア病棟におけるケアのプロセス
 - カ 緩和ケアを支えるための病院の基本的な機能



施設基準①

◆緩和ケア診療加算の施設基準

- イ 緩和ケア診療を行うにつき、十分な体制が整備されていること。
- ロ 当該体制において、緩和ケアに関する研修を受けた医師が配置されていること。

・該当する研修とは？

- ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)
- イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等
(国立がんセンター主催)



施設基準②

◆緩和ケア診療加算の施設基準

ハ がん診療連携の拠点となる病院若しくは、日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。

◆注2に規程する厚生労働大臣が定める地域

(全国30の地域) 注2 厚生労働大臣が定める地域加算 200点

注2に規程する施設基準

- ・一般病棟入院基本料を算定する病棟を有する病院であること。
※7対1、10対1を除く。特定機能病院、200床以上の病院を除く。
- ・緩和ケア診療を行うにつき十分な体制が整備されている。
- ・緩和ケアに関する研修を受けた医師が配置されていること。
- ・がん診療連携～(以下、緩和ケア診療加算要件ハと同じ)



厚生労働大臣が定める地域とは？（特定地域）

厚生労働大臣が定める特定の地域 その1

- 一 北海道芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町の地域
- 二 北海道苫小牧市、白老町、安平町、厚真町及びむかわ町の地域
- 三 北海道北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町及び置戸町の地域
- 四 北海道帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の地域
- 五 北海道釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の地域
- 六 秋田県大館市、鹿角市及び小坂町の地域
- 七 秋田県由利本荘市及びにかほ市の地域
- 八 山形県米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町及び飯豊町の地域
- 九 山形県鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町の地域
- 十 福島県会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の地域
- 十一 東京都大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の地域
- 十二 新潟県村上市、新発田市、胎内市、関川村、粟島浦村及び聖籠町の地域
- 十三 新潟県上越市、妙高市及び糸魚川市の地域
- 十四 新潟県佐渡市の地域
- 十五 長野県飯田市及び下伊那郡の地域

厚生労働大臣が定める地域とは？（特定地域）

厚生労働大臣が定める特定の地域 その2

十六 岐阜県高山市、飛騨市、下呂市及び白川村の地域

十七 和歌山県田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町の地域

十八 島根県海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の地域

十九 岡山県津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町の地域

二十 香川県小豆郡の地域

二十一 高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の地域

二十二 長崎県五島市の地域

二十三 長崎県新上五島町及び小値賀町の地域

二十四 長崎県壱岐市の地域

二十五 長崎県対馬市の地域

二十六 熊本県人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村の地域

二十七 鹿児島県西之表市及び熊毛郡の地域

二十八 鹿児島県奄美市及び大島郡の地域

二十九 沖縄県宮古島市及び多良間村の地域

三十 沖縄県石垣市、竹富町及び与那国町の地域

施設基準（緩和ケアチーム：週1回程度開催）

- ◆当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係る専従のチーム（緩和ケアチーム）が設置されている。

ア 身体症状の緩和を担当する常勤医師

⇒悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者。

緩和ケア入院料との兼任は不可（ただし入院料を複数の医師で届出を行っている場合は可）

イ 精神症状の緩和を担当する常勤医師（精神科医の必要がある）

⇒3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者。

緩和ケア入院料との兼任は不可（ただし入院料を複数の医師で届出を行っている場合は可）

ウ 緩和ケアの経験を有する常勤看護師

⇒5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を終了している者（600時間の研修：認定看護研修）。

エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師

⇒麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者。

※ア又はイのいずれかの医師及びエの薬剤師については、緩和ケアチームに係る業務の関し専任であって差し支えないよ。

※注2に規定するチームの構成は、4人が専任であって差し支えないよ。



研修について

◆ 緩和ケア病棟等における研修とは？

- ・ 日本看護協会認定看護師教育課程
「緩和ケア」「がん性疼痛看護」「がん化学療法看護」「乳がん看護」
「がん放射線療法看護」
- ・ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」

◆ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（主催：がんセンター） このほかにどのような研修会があるか？

- ・ 日本緩和医療学会が主催した緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会がある。



専従医師の業務時間について

悪性腫瘍患者に係る緩和ケアの特性にかんがみて・・・

専従の医師にあっても、

- ・ 緩和ケア診療加算を算定すべき診療
- ・ 外来緩和ケア管理料を算定すべき診療



これらに影響の出ない範囲で・・・

専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない。

ただし、

専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、
所定労働時間の**2分の1以下**であること。



緩和ケアチームについて

- 症状緩和に関するカンファレンスが、**週1回程度開催**されており、**緩和ケアチーム**の構成員及び**必要に応じて**、当該患者の診療を担う保険医、看護師、薬剤師などが参加している。
- 当該医療機関において**緩和ケアチームが組織上、明確に位置づけられている**。
- 院内の見やすい場所に**緩和ケアチーム**による診療が受けられる旨の**掲示をする**など、患者に対して必要な情報提供がなされていること。



算定要件 (緩和ケア加算)

この加算は、緩和ケアチーム診療の評価だよ。



算定要件(対象患者～文書交付)

- ◆一般病棟に入院する「**悪性腫瘍**」又は「**後天性免疫不全症候群**」の患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の**身体的症状**又は、不安、抗うつなどの**精神症状を持つ者に対して**、患者の同意に基づき、症状緩和に係る専従チーム(緩和ケアチーム)による診療が行われた場合に算定する。
- ◆緩和ケアチームは初回の診療に当たり、患者の診療を担う保険医、看護師及び薬剤師などと共同の上、別紙様式3又は、これに準じた緩和ケア診療実施計画書を作成し、その内容を患者に説明の上、交付するとともに診療録にその写しを添付する。



算定要件(算定回数)

◆入院精神療法の場合の算定は？

⇒週1回まで

◆1日あたりの算定患者数は？

⇒1チームにつき概ね30人以内とする。
(注2については、15人以内とする)



緩和ケア加算(注意点)

- ・専従医師の外来診療は2分の1まで
- ・院内掲示等が必要
- ・組織上の明確化が必要だよ。



2012診療報酬 疑義解釈（14年改定では新規通知なし）

疑義解釈	回答
<p>その7 緩和ケア診療加算、緩和ケア病棟入院料の施設基準である 「がん診療連携の拠点となる病院若しくは財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。」について、下記は該当すると考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none">① 公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定② 公益財団法人日本医療機能評価機構の緩和ケア推進支援の認定③ ISO（国際標準化機構）9001の認定	<p>該当する。</p> <p>なお、今後、他の関係団体等が緩和ケアに関する第三者評価を実施する場合は、これに限定されるものではない。</p>